

ノルウェー政府の新型コロナウイルス感染拡大防止措置の緩和（6月18日現在）

●6月18日、ノルウェー政府は、現行の新型コロナウイルス感染拡大防止措置の緩和を行い、社会再開計画の第3段階に移行すると発表しました。その概要は以下のとおりです。

1 現状分析

ソールベルグ首相は「感染率は下がり、入院者数も減少している。18歳以上の国民の約半数は少なくとも一度目のワクチン接種を完了している。ノルウェー（の社会再開）は計画通りに進んでおり、今般、我々は社会再開計画の第3段階に進む準備が整った。一方で、我々は依然として注意しなければならない。世界の多くの地域で予測できない感染状況にあり、突然変異に関する不確実性がある。ノルウェーへの入国には、依然として高いレベルの予防と制限が必要である。ノルウェーの社会再開は国境を越えた人の往来において感染を抑制することができるかどうかにかかっている。」と述べた。

2 政府は社会再開を継続し、社会再開計画の第3段階に移行する。推奨に係る変更は即時適用され、規則に係る変更は6月20日12時から適用される。

3 全国的推奨措置

(1) 1mの距離を保ち、手をよく洗い、病気の場合は自宅に滞在する。

(2) 社会的接触

ア 個人宅への訪問を20名までとする。（新規）

イ 幼稚園児及び小学生は、同じ班からの訪問客であれば推奨人数を超えて訪問することを可とする。

ウ 「保護された者」（定義は下記5参照）は人数制限に含まれない。

エ 1mの社会的距離を保つという推奨は依然として適用されるが、「保護された者」は他の「保護された者」及びリスクグループに属していない「保護された者」でない者と1m以内で接触することを可とする。

オ 屋外で会うことが推奨される。

(3) 旅行

ア 国内旅行を可とする。

イ 厳しい措置が取られている自治体に居住する「保護された者」でない者が規制の緩い自治体に旅行する場合に、旅行先の自治体において旅行前に滞在した自治体の厳しい推奨措置を遵守するべきである。

ウ 「保護された者」でない者が旅行を計画する際には、出来る限り感染を拡大させないよう細心の注意を払うことが推奨される。

(4) 幼稚園及び学校（注：小学校、中学校及び高校）

ア 幼稚園及び学校は、各自治体の評価に基づき、信号モデルの措置に従う。

イ 幼稚園及び学校は、感染状況に鑑みた措置レベルの変更に対応するため準備しておく。

(5) 高等教育

ア 対面での授業をより多く行い、通常の試験の実施について検討する。

イ 感染の追跡を容易にするために、出席者及び使用した座席の情報を記録する。

(6) 仕事

ア 職場に出勤する人数を増やす。（新規）

イ 部分的な在宅勤務及びフレックスタイムの導入を推奨する。

ウ 雇用者は地域的感染リスクに鑑み、在宅勤務の必要性について検討する。（新規）

エ 職場においては一般的な感染対策防止措置が適用される。

オ 全員が1mの距離を保てるようにしなければならない。

カ 「保護された者」は1mの距離を保つ必要はないが、リスクグループに属する「保護された者」でない者に対する特別な注意を払うべきである。（新規）

(7) イベント（公私を問わない）

ア 屋内より屋外でイベントを行うことが推奨される。

イ 「保護された者」でない者及び感染数の多い地域に居住する者は他の地方自治体のイベントに参加するべきではない。感染者数の多い地域とは、COVID-19 規則第5A から5C 又は地域的規則に基づき厳しい措置がとられている地方自治体を指す。

(8) スポーツ、文化及び余暇活動

ア 活動は屋内より屋外で行うことが推奨される。

イ 屋内外を問わず、活動を行うために必要な場合は、1mの距離を保つ推奨措置が免除される。これは成人の接触を伴うスポーツのトレーニングに適用される。（新規）

ウ 成人の活動における推奨人数を屋内では最大30名、屋外では最大40名とする。

（新規）

(9) サマーキャンプ等（新規）

ア サマーキャンプ等の参加者の制限人数を最大300名とする。参加者は約40名のグループに分かれることが推奨される。

イ 1mの距離を保つことはサマーキャンプ等実施の要件ではないが、距離及び手の衛生に関する一般的な推奨措置は大人及び子どもに適用される。

ウ 1mの距離を保つことで行うことができない活動をする場合は、1mの距離を保つという推奨措置は免除される。

(10) トップスポーツ

トップスポーツは屋内外を問わず通常通り行うことができる。（新規）

4 全国的規則

(1) 産業・ビジネス

ア COVID-19に基づいた通常の感染管理を行う。

イ 見本市や一時的な市場においても産業・ビジネスと同様の規則が適用される。

(2) スポーツ、文化及び余暇活動

ア 未成年者は、屋内外を問わず、地域を超え、1 mの距離を保つ必要なくスポーツイベント又は大会に参加することができる。(新規)

イ 草の根スポーツに参加する成人は、地域内の試合等に参加する場合は、屋内外を問わず1 mの距離を保つ規則を免除される。(新規)

ウ プロでない成人のダンサー、音楽家及びパフォーマーは、トレーニング又はリハーサルを行う際、屋内外を問わず、1 mの距離を保つ規則を免除される。(新規)

(3) イベント

ア 公共の場所又はレンタルスペースにおける私的事件は、屋内外を問わず最大100名までとする。(新規)

イ 新型コロナウイルス検査及びコロナ証明書の提示を求めない公的事件の制限人数は、固定席がある場合、屋内では最大1000名(500名のグループ×2)、屋外では最大2000名(500名のグループ×4)とする。固定席がない場合、屋内では最大400名(200名のグループ×2)、屋外では最大800名(200名×4)とする。(新規)

ウ 新型コロナウイルス検査及びコロナ証明書の提示を求める公的事件の制限人数は、固定席がある場合、屋内では収容可能人数の50%又は最大2500名(500名のグループ×5)、屋外では収容可能人数の50%又は最大5000名(500名のグループ×10)とする。固定席がない場合、屋内では収容可能人数の50%又は最大1000名(500名のグループ×2)、屋外では収容可能人数の50%又は最大2000名(500名のグループ×4)とする。(新規)

(4) アルコールの提供

ア 24時での販売中止の規則を廃止する。(新規)

イ 入店を24時までとする規則は維持される。

ウ 客情報の登録、客数の削減、客同士の距離を保つための要件は維持される。

5 「保護された者」及び「ワクチン接種完了済の者」の定義

(1) ワクチン接種完了済の者

ア 2回のワクチン接種済かつ2回目のワクチン接種から1週間が経過している者。

イ Covid-19に罹患したことがあり、陽性判明後3週間以降に1回目のワクチン接種を終え、ワクチン接種後1週間が経過している者。

ウ 1回目のワクチン接種済かつ、ワクチン接種後少なくとも3週間以内に、認可され

た検査方法で陽性（Covid-19に罹患）となり、隔離期間を終えた者。

（2）保護された者

ア ワクチン接種完了済の者(上記（1）)

イ 1回目のワクチン接種済の者で、右ワクチン接種後3週間から15週間が経過した者。

ウ 直近6か月の間にCovid-19に罹患した者。

6 詳しくは、以下の6月18日付ノルウェー首相府、児童家族省、保険介護省、法務公安省、教育省、外務省の共同プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/regjeringen-fortsetter-gjenapningen/id2862266/>

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電 話： (+47)2201-2900

メール： ryouji@os.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>